

埼玉県立大学学位規程

平成22年4月1日
規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号）第68条第2項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 埼玉県立大学保健医療福祉学部（以下「本学学部」という。）において授与する学位は、学士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与すべきものと認定した者に対し、「卒業証書・学位記（様式第1号）」を交付して学位を授与する。

(専攻分野の付記)

第5条 前条の規定により授与する学位には、次の表のとおり専攻分野の名称を付記する。

学科の名称	専攻分野の名称
看護学科	看護学
理学療法学科	理学療法学
作業療法学科	作業療法学
社会福祉子ども学科	社会福祉子ども学
健康開発学科	健康科学

(学位の名称)

第6条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「埼玉県立大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第7条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学位を取り消し、卒業証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前の入学者（平成28年4月1日前の3年次編入学者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

卒業証書・学位記

氏名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（〇〇）の学位を授与する。

年 月 日（和暦）

埼玉県立大学 学長 氏 名 印

第 号